

令和元年度「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託」質問回答書

仕様書の該当箇所	質問内容	回答
<p>4（1）ウ（同意書の作成・印刷）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の目的や後日対象者に対して横浜市からチラシ等を送付されること等記載した同意書を作成する。 <p>4（2）イ（個別面接聴取及び調査票の回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員が対象者宅を訪問し、同意書の内容を確認してもらい、対象者本人から署名を得る。 	<p>①「同意書」は対象者本人の署名のほか、住所も記入させる様式でしょうか。</p> <p>②「同意書」で電話番号などの連絡先情報を取得するのでしょうか。</p> <p>③「同意書」は調査協力者全員から取得するのでしょうか。</p>	<p>①・② 「同意書」は署名（名前）のみを記入する様式となります。</p> <p>③調査開始前に「同意書」の内容を了承し署名を頂いた方のみを対象に調査を行うため。調査協力者全員から署名済みの「同意書」を取得することになります。</p>